

徳島県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	休 止 年 月 日
川田歯科医院	徳島市かちどき橋一丁目二七	川田 真也	令和五年十月一日
稲山外科内科	同 南出来島町一丁目三〇	医療法人正徳会	同 十一月一日
杏和医院	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市四〇―六	医療法人杏和医院	同
田村医院一字診療所	美馬郡つるぎ町一字赤松一三三―九	医療法人田村医院	令和六年一月一日
荒河内科	小松島市立江町字宮ノ前四〇―四	医療法人荒河内科	同 二月一日